

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社キトー			コード	6409		
提出日	2022/4/22		異動（予定）日	2022/5/9			
独立役員届出書の提出理由	独立役員を新たに指定する						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	中村克己	社外取締役	○													○	有
2	平井孝志	社外取締役	○													○	有
3	大澤弘治	社外取締役	○													○	有
4	濱田清仁	社外監査役	○													○	有
5	箱田英子	社外監査役	○													○	指定 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	中村克己氏は、国の基幹産業のひとつである自動車業界での長年における経営者・技術者として豊富な知見及びモノづくりでの経験を有していることから、当社に対して、適切な助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から経営の監督を行うことができるとしております。 当社と同氏の間に特別な利害関係はございません。また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
2	該当事項はありません。	平井孝志氏は、国際的に展開するコンサルティング・ファームでの長年にわたるコンサルタントとしての経験、日米の事業会社における経営陣としての経験、さらには経営大学院におけるグローバル人材育成の経験を有しており、当社の戦略の立案について適切に助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができるとしております。 当社と同氏の間に特別な利害関係はございません。また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
3	該当事項はありません。	大澤弘治氏は、シリコンバレーにおいて長くベンチャーキャピタルファンドの経営に携わっており、新規事業の発掘や育成に関する知見だけでなく、IoT等の最先端技術に対する知見も深いため、当社の事業の発展及び最先端技術を獲得していく上で適切に助言・提言を行い、また、独立した客観的な観点から、経営の監督ができるとしております。 当社と同氏の間に特別な利害関係はございません。また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
4	該当事項はありません。	濱田清仁氏は、公認会計士であり、財務、M&A、会計及び税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、独立した客観的な観点から、経営の監視を行うことができるとしております。 当社と同氏の間に特別な利害関係はございません。また、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
5	該当事項はありません。	森・濱田清仁法律事務所パートナー弁護士として、企業法務に精通し、独立した客観的な観点から、経営の監視を行うことができるとしております。 当社と同氏の間に特別な利害関係はございません。また、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、かつ東京証券取引所が定める独立性の基準のいずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

4. 補足説明

当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定めており、当社のウェブサイトに掲載しております。 https://kito.com/wp/wp-content/uploads/e51a8483a66a8af810ccbeffaff9e6d.pdf

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g. 及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。